海外販路開拓活動同行支援事業実施要領

（目的）

第１条　本事業は、県内企業が海外で行う海外販路開拓活動に係る交渉等（以下「商談等」という。）に、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」と言う。）職員をアドバイザーとして同行させ、県内企業の海外展開を支援することを目的とする。

（同行する業務）

第２条　前条の目的を達するため、理事長は、別表1の業務に該当すると認めた場合に、事業者が行う商談等に、機構職員の同行を認めることができる。

２　前項の機構職員の同行に要する経費は、予算の範囲内で機構が負担する。

（同行する職員）

第３条　県内企業（以下「事業者」という。）が商談等にアドバイザーとして同行を依頼することができる機構職員は、別表２に掲げる者とする。

（同行可能な回数）

第４条　事業者が、本事業を利用できる回数は、別表１に掲げる回数とする。

（職員の業務）

第５条　同行により機構職員が行う業務は、別表１の業務内容に限るものとし、単なる渡航に関するガイドや手配、通訳支援は対象外とする。また、原則、機構が定める勤務時間を超える支援、商談等以外の支援は行わないこととする。

２　同行する職員は、同行支援を行う前後において、当該事業者が自立して海外との商談を行えるよう社内体制や環境の整備を支援しなければならない。

（同行期間）

第６条　機構職員が県内企業に同行支援する現地での用務日数は、原則５日以内とする。

（対象者）

　第７条　本事業を利用することができる事業者とは、次の（１）（２）のいずれかであり、かつ（３）（４）に該当する者とする。

1. 中小企業者

中小企業基本法(昭和３８年法律第１５４号)第２条に規定する中小企業者をいう。ただし、個人については青色申告事業者とする。

1. 事業組合

中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に掲げるもののうち、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条に掲げるもののうち商工組合、商工組合連合会及び協業組合、農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農事組合法人をいう。

1. 本県企業

鳥取県内に事業所（本店、支店、営業所、事務所、店舗又は工場）を有し且つ県内で法人登記或いは支店登記をしており、当該事業所において海外販路開拓（農産物については農産物加工品の販路開拓に限る。）を行う中小企業者又は農業法人、事業組合をいう。

（４）海外との経済交流に積極的に取り組む本県企業、又は本県企業を中心として構成される任意のグループ。

（申請方法）

第８条　本事業を利用して機構職員の商談等への同行を希望する事業者（以下「申込者」という。）は、原則、商談等を行う予定日の１か月前までに別紙様式の申込用紙をとっとり国際ビジネスセンター長を経由し、理事長あてに提出しなければならない。

２　申込にあたって、申込者は、次の各号について確認したことを前項に定める申込用紙に明記しなければならない。

* 商談等の支援を目的とする同行であり、単なる渡航に関するガイドや手配、通訳支援ではないこと。
* 原則、機構が定める勤務時間を超える支援は行わないこと。
* 申請者の企業名、製品名を含む同行支援事業の概要を当機構がHP等で公開することについて承諾すること。

（申込の審査）

第９条　理事長は、前条に規定する申込用紙の提出があった場合には、別に定める審査基準により審査のうえ同行の可否を決定するものとする。

２　理事長は、審査の終了後速やかに、申込者に対し同行の可否を審査結果通知書により通知するものとする。

（結果の報告）

第１０条　同行した職員は、事業の終了後、同行支援した内容や所見等を具体的に記載した様式第２号による復命書を作成し、理事長に報告しなければならない。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度の事業から適用する。

附　則

この要領は、平成２７年８月１８日から施行する。

　　　附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年５月１６日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務区分 | 業務の内容 | 回数制限 |
| 商談仲介業務 | 現地で行う商談において、機構職員が開拓した商談先で事業者との面識がないなど、職員が間に入って、スムーズに商談を進めるために同行する。 | 同一商談先１回限り |
| 販路拡大業務 | 特定の事業者の商談先ではあるが、取扱商品や事業がほかの県内事業者の利用に活用できるもので、特定の事業者がほかの県内事業者に紹介することを了解の上で、職員が同行する。 | 同一商談先３回限り |
| 事業連携業務 | 展示会参加に同行し、商談に立ち会うことでバイヤーのニーズ把握並びに当該分野に対する市場調査や新たなバイヤーの開拓などとっとり国際ビジネスセンターの業務と連携して行う。 | 理事長が必要と認めた回数 |
| 挑戦支援業務 | 展示会出展や現地商談など、これまで海外展開をしたことがなく、渡航や商談の進め方などに不安がある場合に、現地に精通している職員が同行支援する。 | １事業者に１回限り |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 部署名 | 職名 |
| とっとり国際ビジネスセンター | コーディネーター専門相談員 |